## ■ 第148回 新潟市都市計画審議会

日時:令和3年2月2日(火)午前9時30分~

場所:白山会館 2階「大平明浄」

## (司 会)

皆様おはようございます。本日はご多忙のところご出席いただきまして、まことにありが とうございます。定刻前ではございますが、皆さんお集まりになりましたので、始めさせて いただきたいと思います。

ただいまから第148回新潟市都市計画審議会を開催いたします。

私は本日、進行役を務めます新潟市都市計画課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。まず事前に送付、もしくはお渡ししております議案書をお持ちいただいたかと思いますが、ご確認をお願いいたします。それ以外に、本日、机上配付してある資料をご説明いたします。まず、第 148 回新潟市都市計画審議会次第、第 27 期新潟市都市計画審議会委員名簿、議案書の参考資料、議案書の関連資料ということでパワーポイントの印刷物となりますが、議案ごとに 3 冊に分かれております。ご確認をお願いいたします。本日の議案は、議案書 1 枚目の裏面にあります、7 議案となっております。

次に、関係行政機関の委員のうち、本日所用により代理で出席されている方がいらっしゃいますのでご紹介させていただきます。国土交通省北陸地方整備局企画部長中野様の代理といたしまして、広域計画課長川尻様。よろしくお願いいたします。

(中野委員 代理:川尻)

川尻です。よろしくお願いします。

## (司 会)

国土交通省北陸地方整備局港湾空港部長冨田様の代理といたしまして、港湾計画課課長補 佐の澁谷様。

(冨田委員 代理:澁谷)

澁谷と申します。よろしくお願いします。

#### (司 会)

続きまして、新潟県新潟地域振興局地域整備部長和田様の代理といたしまして、副部長の 鍋倉様。 (和田委員 代理:鍋倉)

鍋倉です。よろしくお願いします。

(司 会)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

次に、本日所用により欠席の委員のご紹介をいたします。飯野由香利委員、平山一良委員、 斎藤菜々委員、以上3名が欠席となっております。本日の審議会は、委員 25 名中 22 名の委 員が出席でございますので、新潟市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により会議が成 立していることをご報告させていただきます。

続きまして、議案に関係する新潟市の部局の幹事をご紹介させていただきます。 栁田都市 政策部長。

#### (都市政策部長)

おはようございます。本日は、よろしくお願いいたします。

(司 会)

米山江南区長。

(江南区長)

米山です。よろしくお願いします。

(司 会)

以上でございます。

それでは、以後、議事の進行につきましては、岡﨑会長からお願いいたします。

## (岡﨑会長)

おはようございます。よろしくお願いいたします。

最初に報道機関より撮影の許可を求められておりますが、許可することとしてよろしいで しょうか。ありがとうございます。では、撮影を許可いたします。

先ほど、事務局から報告がありましたとおり、会議が成立しておりますので、これから議事を進行いたします。まず、新潟市都市計画審議会運営要綱第4条の規定により、本日の議事録署名委員に富山栄子委員と倉茂政樹委員を指名させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。新型コロナウイルス対策の観点もありますので、議事のスムーズな進行にご協力を頂ければ幸いでございます。まず、議案第1号新潟都市計画区域区分の変更、議案第2号新潟都市計画地区計画の決定は関連がありますので、一括で説明を頂いて、質疑を行いたいと思います。では、事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

おはようございます。都市計画課の松島でございます。

議案第1号及び第2号については、関連しますので、一括して説明いたします。説明に際 しましては、事前に配付させていただきました議案書を用いて進めさせていただきます。あ わせて、関連資料としてスクリーンの資料を配付しておりますので、ご覧ください。

議案の説明の前に、都市計画の用語の説明をいたします。まず、一つ目は、区域区分についてでございます。区域区分とは、都市計画区域の中を、市街化区域と市街化調整区域との二つの区域に区分する、いわゆる線引きと呼ばれるものでございます。スクリーンに映している写真は、区域区分により、どのような土地利用が行われるかをイメージしたものでございます。赤い線の上側は、住宅や店舗、工場など、計画的に市街化を進める市街化区域です。赤い線の下側は、市街化を抑制し、自然環境の保全や農業などの土地利用を図る市街化調整区域です。議案第1号は、後ほどご説明する坂井地区を、市街化調整区域から市街化区域へ変更するものです。

二つ目は、用途地域についてです。用途地域とは、どのような場所にどのような建物を建てることができるのかを決めて、土地利用を誘導するものです。用途地域が指定されると、それぞれの地域の目的に応じて、建てられる建物の種類が決められます。用途地域は、大まかに分類すると、住居系、商業系、工業系の3種類があり、さらにそれぞれが細分化されて、新潟市では合計 12 種類の用途地域を指定しております。今回、市街化区域に編入する坂井地区については、すでに住居系の用途地域を指定しており、変更はございません。

三つ目は、地区計画についてです。地区計画とは、地区の特性に応じたまちづくりを進めるため、地区内の道路、公園の配置、建築物の用途や高さなど、建築物に関する事項について、きめ細かく定め、良好な環境を整備・保全するための都市計画です。

それでは、議案について説明いたします。議案書の議案第1号をご覧ください。新潟都市 計画区域区分の変更についてでございます。坂井地区の 6.5 ヘクタールを市街化調整区域か ら市街化区域に変更するものでございます。1ページをご覧ください。1、市街化区域及び 市街化調整区域の区分として、9ページの計画図のとおりでございます。

2、人口フレームは、この坂井地区の区域区分を変更した後の新潟都市計画区域における 人口配分です。

続きまして、坂井地区の位置についてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。本市の西区になります。緑色の線が、国道 116 号及び新潟市道の通称西大通りです。坂井地区は、西大通りに隣接しており、編入面積は6.5~クタールです。

次に、現在の都市計画の指定状況を説明いたします。赤の実線で示しているのが坂井地区でございます。坂井地区の区域区分は市街化調整区域に指定されていますが、一般的な市街

化調整区域とは異なり、用途地域が指定されている地区になります。

坂井地区の経緯についてご説明いたします。この地区は、新都市計画法に基づき、昭和 45年に市街化区域に指定し、その後、昭和 48年に用途地域を指定しました。しかし、その後、地権者の営農意欲が高いことから、農地としての土地利用を継続するため、昭和 61年に市街化調整区域に変更した、いわゆる逆線引きの地区になります。なお、市街化調整区域に変更しましたが、周辺は市街化区域に囲まれているため、地区の都市的な土地利用が確実になった段階で、改めて市街化区域に戻す予定としていたことから、特定保留地区という位置づけとし、用途地域の指定は存続させました。その後、都市計画法の改正により、用途地域の種類が8種類から12種類に変更になったことに伴い、平成8年に現在の用途地域に変更しております。このたび、土地区画整理事業により地区内の都市的な土地利用が確実になったことから、改めて市街化区域に変更するものでございます。

続いて、現況の土地利用状況でございます。坂井地区 6.5 ヘクタールのうち、西側については、沿道サービスとしての店舗や、令和2年4月に開校した新通つばさ小学校として、すでに土地利用がされています。東側につきましては、農地として土地利用されていましたが、このたび、組合施行による土地区画整理事業により、住宅地として一体的な開発が予定されております。

続きまして、坂井地区の計画図をご説明いたします。現在は黄色に囲まれた範囲が市街化調整区域となっておりますが、今回の都市計画の変更により、市街化区域に変更いたします。次に、議案書の議案第2号をご覧ください。地区計画の決定についてでございます。市街化区域に編入する坂井地区については、計画的に土地利用を誘導し、地区の良好な環境整備及び保全するため、地区計画を定めるものでございます。地区計画を定める範囲はスクリーンの赤線で示す区域のとおりであり、地区の西側より、A、B、C地区に区分を分け、それぞれの地区の特性に応じた土地利用を誘導いたします。

地区計画の計画書についてご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。名称、位置、面積は、記載のとおりでございます。地区計画の目標及び土地利用の方針は、地区内にある小学校や既存の周辺市街地との調和のとれた土地利用を進めることといたしております。あわせて、目標を実現するために必要な土地利用と建築物等の整備の方針を定めております。

続きまして、地区ごとの整備計画についてご説明いたします。議案書の2ページ、3ページ及び4ページのA3縦の建築制限の概要表もあわせてご覧ください。A地区は、現在立地している沿道サービス施設や生活利便施設の立地を主体とした土地利用を進めるため、用途地域の制限に加え、パチンコ屋やカラオケボックスなど遊戯施設などの建築を制限いたしま

す。B地区には、小学校が立地していることから、周辺環境に配慮し、用途地域の制限に加え、遊戯施設や自動車教習所などの建築を制限いたします。C地区は、低層の戸建住宅を中心とした土地利用を進めるため、第一種低層住居専用地域で建築できるものに限り建築できるものといたします。容積率及び建ペい率の最高限度については、用途地域と同様といたします。なお、C地区については、第一種住居地域と第一種低層住居専用地域が混在しますが、一体的な土地利用を誘導するため、容積率及び建ペい率は、第一種低層住居専用地域に合わせ、それぞれ10分の10、10分の5といたします。敷地面積の最低限度につきましては、C地区において良好な土地利用を誘導するため、周辺の平均的な戸建住宅の敷地面積である135平方メートルを最低限度といたします。

次に、建築物の高さの最高限度については、C地区において、第一種低層住居専用地域の制限と同様に、地盤面から 10 メートルを超えないものといたします。盛土の高さ、壁面の位置、垣、柵の構造については、表のとおりでございます。以上で、地区計画の説明を終わります。

最後に、都市計画の手続き状況について説明いたします。スクリーンをご覧ください。は じめに、都市計画の素案の縦覧を令和2年8月19日から9月2日まで行いました。この間、 縦覧者は9名、意見申出書の提出はありませんでした。公聴会につきましては、素案縦覧で 意見申出書の提出がなかったため、開催を中止いたしました。都市計画案の縦覧につきまし ては、令和3年1月6日から20日まで行い、縦覧者は3名、意見書の提出はありませんでし た。そして本日、新潟市都市計画審議会でご審議いただき、新潟県知事及び国土交通大臣と の協議を経て、令和3年3月下旬ごろの都市計画決定を予定しております。

以上で、議案第1号及び第2号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいた します。

#### (岡﨑会長)

ありがとうございました。では、ただいまの議案についてご質問、ご意見ありましたら、 お願いいたします。

#### (高橋委員)

第1号議案の関係でございますが、逆線引きということですから、不自然な形で、市街化 区域内にどんと調整区域が入ってしまったということは分かるのですけれども、現状、これ だけ住居に囲まれていますと、この中で営農をおやりになると、やはり農薬散布や薬害が周 辺に及ぶという危険性も増してきますし、生活排水が流れ込んだり、営農者にとってもマイ ナス面が相当大きくなると思いますので、これは直ちに不自然な形は解消していただくとい うことで、案どおりでよろしいのではないかと思います。 第2号議案でございますが、これも合理性の観点から見れば、問題ないのではないかと思います。

## (岡﨑会長)

ほかにいかがでしょうか。

## (平山委員)

良好な市街地を形成というところで、今のC地区のところにどういう形で道路を通すのか。 もう少し説明をお聞きしたいと思うのですけれども。今、分かっている範囲でよろしくお願いします。

#### (岡﨑会長)

都市計画道路のことでしょうか。

#### (事務局)

小針坂井線のことでしょうか。

## (平山委員)

この地区の中には、どういう形でと考えていることがあるようでしたら。

## (岡﨑会長)

都市計画道路はもともとありますので、それも含めて、今回の道路整備はどうなっている かということですね。

## (事務局)

都市計画道路小針坂井線につきましては、計画決定はされているところでございますけれども、現在、整備の予定、まだ目途は立っておりませんので、その部分については、できる限り区画道路とか、緑地みたいなところという整備で考えております。将来的にも都市計画道路の整備については影響ないような配置で考えております。

## (平山委員)

ではその辺、よろしくご検討ください。

## (田村(圭)委員)

確認ですが、先ほど、この計画書をご覧になった方が何名というお話があったのですが、 その何名の内訳がなかったので、ここのいわゆるステークホルダーと言えばいいのでしょう か。利害関係の方たちは、それでご覧になっていなかったとして、納得いただいているとい うことでよかったのでしょうか。というのは、もともと営農意欲が高いと書かれていますの で、そこのところの最終の確認をしたいです。

### (事務局)

こちらの地権者の方につきましては、すべて事前にご説明済みということで、ご了解を頂

いているところでございます。

## (岡﨑会長)

組合施行ですから、地権者の方が組合を作ってやるわけですよね。

#### (事務局)

そうです。

#### (岡﨑会長)

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。特に反対意見はなかったようですので、 議案第1号新潟都市計画区域区分の変更と、議案第2号新潟都市計画地区計画の決定につい ては、原案のとおり答申ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それで は、原案のとおり答申いたします。

続きまして議案第3号新潟都市計画地区計画の変更【市場周辺地区】について事務局から ご説明をお願いします。

## (事務局)

議案と議案の間に換気の時間を取らせていただきたいと思います。また、説明者の準備が 整うまで、しばらくお待ちください。

#### (事務局)

江南区建設課長の西山と申します。よろしくお願いいたします。

議案第3号新潟都市計画地区計画の変更について説明いたします。本議案は、都市計画法に基づく都市計画の提案制度による変更でございます。

はじめに都市計画の提案制度について説明いたします。議案第3号の参考資料の1ページをご覧ください。制度の手続きについてでございます。スクリーンに同じものを映しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。都市計画の提案制度は、平成14年の都市計画法の改正により設けられたもので、土地所有者、まちづくりNPO、民間事業者などが一定の要件を満たしたうえで地方公共団体に都市計画の提案を行うことができるという制度でございます。

提案には、三つの要件を満たし、また提案者は六つの要件のいずれかに該当する必要がご ざいます。

続いて、参考資料の3ページをご覧いただきたいと思います。提案制度の手続きの流れを示したものでございます。スクリーンに同じものを映してございます。あわせてご覧ください。都市計画の提案が提出されますと、市は都市計画の決定または変更の必要性を判断し、必要性があるとしたときは、左側の流れの手続きを行います。今回の地区計画の変更はこの制度を踏まえ都市計画の変更を行うものでございます。このたびの都市計画の提案は、区域

内の地権者から昨年8月21日に提出されまして、この提案内容については区域内の権利者21 名すべての同意を頂いているところでございます。

それでは、議案の内容についてご説明させていただきます。議案第3号の1ページをお開きいただきたいと思います。左肩に議案第3号と書かれている資料でございます。右下にページが振ってございますので、あわせてご覧ください。スクリーンにも同じものを映してございます。地区計画の名称は、「市場周辺地区地区計画」、位置は新潟市江南区丸山ノ内善之丞組、茗荷谷、西山の各一部。面積は約18.9~クタールです。

地区の位置関係についてご説明させていただきます。スクリーンをご覧いただきたいと思います。この図は、都市計画図に地区を示したものでございます。この地区は、新潟市中央 卸売市場に隣接し、西側に主要地方道新潟港横越線(通称赤道)、南側に主要地方道新潟亀田 内野線に隣接し、北側にある高速道路の新潟東スマートインターチェンジにも近く、交通の 利便性に恵まれた地域です。

続きまして、用途地域図でございます。こちらは地区を拡大した図でございます。太い線で囲まれた範囲が地区計画の区域です。用途地域は工業地域、建ペい率は60パーセント、容積率は200パーセントです。この地区の地区計画は、平成23年に本地区が市街化区域に編入された際に、市場関連施設の立地を促進し、市場と一体となった流通拠点を形成することを目標に策定されたものでございます。

続いて、地区計画の変更理由について説明いたします。議案書の9ページ、都市計画案の理由書をご覧いただきたいと思います。スクリーンにも同じものを映しております。

(2) ①の都市計画の必要性をご覧ください。本地区は民間開発事業により道路、下水道等の都市基盤が整備されるとともに、新市場周辺土地利用計画及び市場周辺地区地区計画に合致する市場関連施設の立地誘導により、市場と一体となった流通拠点の形成が進められてきました。ここで新市場周辺土地利用計画についてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。こちらは地区整備の目標を抜粋したものです。この計画は、新潟市中央卸売市場が現在地に移転する際、市場周辺地区に市場関連施設を適切に誘導するため、市場が開業する前年の平成18年に策定されました。この計画では、地区整備の目標を赤字で記載してございます新市場と一体となった「食」を機軸とした多面的な流通拠点の形成とし、青字の二つの機能の導入を掲げてございます。

一つ目が、広域化・高速化に対応する物流機能、二つ目が多様化・高度化に対応する総合 市場機能です。本地区では、これまで一つ目の物流機能に関連する配送施設や倉庫などの整 備を優先的に進め、それらの立地が進んだことから、今後は二つ目の総合市場機能の強化も 必要になってきました。 また、近年の食品流通においては、通信販売や産地直売など、流通の多様化が進んでおり、これらに対応するため、卸売市場法が改正され、昨年6月21日に施行されました。この法改正により、スクリーン真ん中の赤囲みの部分でございますが、このように農産物などを卸売市場に持ち込まず、産地から小売店などへ直送する方法が可能になりました。このような背景から、これからの市場周辺地区は、単なる流通拠点としてのみならず、さまざまな角度から多面的に市場機能を補完していく必要性が高まっています。

このような現状に対応し、市場内に不足する総合市場機能を充実させ、市場と相互に補完 し合い、相乗効果を発揮できるよう、土地利用計画と地区計画をあわせて変更するものでご ざいます。土地利用の変更点としては、立地誘導施設として、食品販売・飲食施設と食文化 拠点・情報化等の交流複合施設を新たに追加し、地区計画では、それらに対応する店舗、飲 食店、寄宿舎、展示場、集会場を建築可能な用途として追加するものでございます。

土地利用計画の説明は、以上とさせていただきます。地区計画変更の説明に戻ります。議 案書の2ページをお開きください。

まず、変更理由でございます。変更理由は、隣接する新潟市中央卸売市場と一体となった「食」を機軸とした多面的な流通拠点に資する地区を形成し、かつ保全するためでございます。

続いて、変更内容について説明します。議案書の6ページをお開きください。新旧対照表になってございます。議案書を抜粋したものをスクリーンにも映しておりますので、こちらをご覧いただきながら、説明をさせていただきたいと思います。スクリーンの下段がこれまでのもの。上段が、今回の変更案で、赤色で示した部分が今回、変更となるところでございます。お手元の議案書では、右がこれまでのもの、左が変更案で、アンダーラインを引いた部分が今回の変更点となってございます。まず、位置の変更点は、地区計画区域内で土地区画整理事業に伴う地名の変更がございまして、これにあわせて丸山ノ内善之丞組と茗荷谷を追加いたします。変更は名称のみでございまして、区域の変更はございません。

次の地区計画の目標、土地利用の方針、建築物等の整備の方針では、先ほどご説明いたしました新市場周辺土地利用計画の地区整備の目標と整合するよう、「市場と一体となった『食』を機軸とした多面的な流通拠点」という文言を追加するものでございます。加えて、建築基準法施行令の改正に伴い、これまでひらがな表記で「かき」「さく」の表記を漢字表記に変更いたします。

続いて、議案書 7ページをご覧ください。地区整備計画の建築物の用途の制限では、これまでの(6)と(7)の間に、(7)寄宿舎、(8)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積が3,000平方メートル以内のもの、(9)展

示場その他これに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積が1万平方メートル以内のもの、(10)集会場の四つを追加いたしまして、それに伴いまして、従前の(7)前各号の建築物に付属するものの番号を(11)に変更するものでございます。

続いて、追加した四つの内容について説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。この表は、工業地域である本地区において建築可能な建築物の用途を示したものでございます。黄色く着色された部分が、新たに建築可能となる用途でございます。地区計画としては、店舗や展示場などの建築が可能となりますが、新市場周辺土地利用計画では、市場関連施設以外の立地は認めていないことから、今回の変更により、どんな店舗でも建築できるようになるわけではございませんで、隣接する中央卸売市場で取り扱う食材を生かした飲食店や、地域の食文化などの情報を発信する施設の立地を可能とするというものでございます。以上で変更箇所の説明を終わります。

次に、この変更案に関する手続きについて説明いたします。スクリーンをご覧ください。 変更案の縦覧結果でございます。新潟市地区計画等の案の作成手続きに関する条例に基づき、 原案の縦覧を昨年11月26日から12月10日までの2週間、さらに都市計画法第17条に基づ き、都市計画案の縦覧を先月6日から20日までの2週間行いました。縦覧者は、原案が2名、 都市計画案が3名で、いずれの縦覧も意見書の提出はありませんでした。

最後に今後の予定でございます。本日の審議会で変更がご了承いただければ、今月中旬の 決定告示を予定してございます。

以上で、議案第3号新潟都市計画地区計画の変更の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### (岡﨑会長)

ありがとうございました。ただいまの議案について、ご意見、ご質問等ありましたら、お 願いいたします。

#### (桶口委員)

ありがとうございます。新潟工科大学の樋口と申します。

都市計画的な視点で一つだけ質問させてください。この地区計画で変更されている寄宿舎というものが上がっております。これはほぼ周辺が調整区域です。ここのエリアで、人口増といったようなものがありますと、非常に新潟市の政策とは矛盾することがあろうかと思うのですけれども、この寄宿舎というのがたくさん建つことがないというか、どのようにしてこの寄宿舎というものを位置づけられているのか、確認だけさせてください。

### (事務局)

このたびの追加いたします寄宿舎でございますが、一般的には社員などのために会社が設

ける共同宿舎を指してございます。本地区では、新市場周辺土地利用計画における食文化拠点・情報化等の交流複合施設に対応するものとして、食品加工等で泊まり込みの作業を行う 社員の仮眠室だったり、研修施設が寄宿舎に該当すると考えてございます。なお、旅館業法 における宿泊施設に該当する、いわゆるホテル等は工業地域において建築できない用途であ りまして、寄宿舎には該当しないため、建築することができないというところでございます。

(樋口委員)

承知しました。ごく少数の居住人口だと考えてよろしいわけですね。

#### (事務局)

そのとおりでございます。

#### (桶口委員)

分かりました。ありがとうございました。

## (岡﨑会長)

ほかにいかがでしょうか。

## (内山(晶)委員)

形式的な質問なのですけれども、今回、都市計画法 21 条の4に基づいて、当審議会で付議されていると理解いたしました。配付資料の中の新旧対照表は、当初の都市計画案と計画提案に係る都市計画の素案に該当するという理解でよろしいですね。都市計画法 21 条の4 ですと、計画提案に係る都市計画の素案ともとの変更前の都市計画の案を審議会に提出しなければならないとなっているのですけれども、もとのほうが新旧対照表の旧で計画提案に係る素案というものが新という配付資料が提出されているという理解でよろしいですね。

#### (事務局)

それでけっこうでございます。

## (岡﨑会長)

ほかにいかがでしょうか。

## (田村(圭)委員)

あまり分かっていないので教えていただきたいのですけれども、寄宿舎と先ほどご質問の あった件については、仮眠室であれば、たぶんその用途変更は必要ないのではないかと思う ので、寄宿舎と仮眠室の差を教えていただきたいという点が一点。

それから、市民としてこういうものができるというのは、非常にわくわくするような話しだとも感じてはいるのですけれども、たぶん、これまではトラック等が通るような道路があって、そこでお仕事が進んでいる中で、いわゆるお客さんをたくさん集客するようなことを考えられているので、周辺道路への影響みたいなものについては、考慮されているのでしょ

うかという点です。どうして寄宿舎のことを聞いたかというと、今、コロナで最も危険と言われているのは、食べ物を食べるところと、寮、寄宿舎と言われているので、あえて質問します。もしかしたら計画の範囲内ではないのかもしれませんが、あえて質問させていただきました。

#### (事務局)

仮眠室につきましては、今のところの提案内容といたしましては、具体的にどういった形状で建てるものかがまだはっきりとは定まっておりませんで、例えば、独立して建物を建てるとかという場合も想定できますので、いずれの形でも対応できるようなものとして、今回、追加をさせていただいたというところでございます。

もう一つ、道路の渋滞への懸念でございますけれども、まず市場の混雑する時間帯が早朝ということでございますし、あと食文化という面で来訪される方々は、どちらかというと昼間のほうの需要かと考えてございます。また、一方、周辺の道路につきましては、4車線の道路であったりとか、幹線がしっかりと張り巡らせておりますので、今のところは渋滞の懸念というのはないのかなと考えているところでございます。

## (鈴木委員)

交通の話が出たので附随して。食に特化、機軸としたというところで、クリーンな状況の会場の中で食べ物を扱っていただきたいという思いもありまして、車だけではなくて、公共交通のアクセスというところで、どのように考えられているのか。一般の方を対象にされるというところで、そういった配慮があるかどうかというところと、展示場等の計画ということで、朱鷺メッセのような大型の展示場があって、その辺との連携とか、住み分けや共存といったところで何かお考えがあれば、教えていただきたいと思います。

## (事務局)

今の公共交通の関係でございますけれども、当地区はJR亀田駅の東側に隣接している地区でございまして、住民バスがございます。運行頻度としては、おおむね1時間に1本程度というものでございまして、頻度としては少し不足する部分はあろうかと思います。また、今後、需要が高まれば、その中でまた検討していくものかと考えているところでございます。

あと既存施設との住み分けでございますけれども、あくまでも食文化という視点での形になりますので、あまり朱鷺メッセほど大きいものではなかろうかと思いますので、市場の魅力発信のための施設ということで、特化して考えていければと考えております。

#### (鈴木委員)

いろいろ食にかかわるイベントがいろいろなところであるのは大変結構なことだと思いますので、よろしくお願いします。

#### (岡﨑会長)

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。反対意見は特にないようでしたので、議案第3号新潟都市計画地区計画の変更【市場周辺地区】について、原案のとおり答申してよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、原案のとおり、答申いたします。

続きまして、議案第4号新潟都市計画地区計画の決定【新潟駅周辺地区】、議案第5号新潟都市計画道路の変更、議案第6号新潟都市計画交通広場の変更、議案第7号新潟都市計画通路の変更は関連がありますので、一括でご説明いただいて、質疑を行いたいと思います。

#### (事務局)

新潟駅周辺整備事務所の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お手元の議案書や配付資料の説明になりますが、主にパワーポイント、正面の画面で説明させていただきます。なお、パワーポイントの画面は、本日の配付資料で印刷しているものと同じでございます。それでは、正面の画面をご覧ください。本日、ご審議いただく内容は、議案第4号地区計画の決定、第5号都市計画道路の変更、第6号都市計画交通広場の変更、第7号都市計画通路の変更になります。議案については、関連がありますので、第4号から第7号まで一括して説明させていただきます。説明の都合上、議案書と異なる順番での説明になりますが、よろしくお願いします。

はじめに本日の議案にあります、都市計画について、新潟駅周辺の現況について説明します。

新潟駅の北側正面に、新潟駅万代広場を含む新潟停車場線があり、新潟駅南口広場とつなぐ形で、駅の両端に新潟駅東側連絡通路と新潟駅西側連絡通路があります。この二つの連絡通路は、鉄道をまたいで南北を横断するための都市計画施設として利用されています。この連絡通路を東西方向で連携する形で、万代広場上空東西連絡通路があります。また、地上階レベルでの南北横断機能を持つ新潟駅直下のバスターミナルとなる新潟駅高架下交通広場がございます。そして駅の東側、西側連絡通路の外側にそれぞれ幹線道路として新潟駅西線、新潟駅東線があります。これが今回の議案に関係する都市計画の現況でございます。

こちらは今回の都市計画の決定、変更内容を示したものになります。青い丸で囲った新潟 駅周辺の歩行者動線計画の深度化に伴う都市計画の変更と、後ほど説明いたします2か所の 緑色の楕円で囲った有効な土地利用を図るための都市計画の決定変更がございます。

はじめに歩行者動線計画の深度化に伴う都市計画の変更について説明します。左の図が現在の歩行者動線を示しており、右の図が将来の歩行者動線に加え、今回の都市計画の見直しによる追加範囲を赤、廃止範囲を黄色で示しています。鉄道高架化工事が令和3年度末の完了に向け進捗する中で、歩行者交通量の調査結果とあわせ、駅の中の通路計画や駅周辺の歩

行者動線の計画が深度化してきましたので、通路として必要な空間を確保できるよう、都市 計画の見直しを行いたいと考えています。

これが現在、検討中の歩行者動線になります。駅を利用する方、改札からまちへ出る方、またバスに乗り換える方、駅を南北に横断する方、バリアフリー施設を必要とする方、さまざまな利用が考えられ、そのため、通路の確保が必要となります。左側の図が地上1階での歩行者動線で、高架下交通広場を通ることで24時間、駅の南北横断が可能となります。また、右の図が2階レベルの歩行者動線で、駅部の主要動線を青色で示しており、駅利用者を中心とした歩行者動線が確保されます。駅を南北に横断する機能として、西側連絡通路、東側連絡通路の都市計画の位置づけは廃止されますが、1階の高架下交通広場及び2階の改札外コンコース通路になりますが、こちらを利用して通行することができます。また、このほかにも1階と2階の緑色の部分には、商業施設が計画されており、商業施設の営業時間内は通行が可能となります。

関連する施設として、表に示す5施設がありますので、順番に説明します。議案第7号に係る万代広場上空東西連絡通路ですが、先ほども触れましたが、新潟駅東側連絡通路と新潟駅西側連絡通路を結ぶ形で都市計画決定されています。このたびの変更は、連絡通路の昇降施設を都市計画に位置づけるとともに、延長を変更するものでございます。昇降施設は万代広場内に4か所設置され、駅の改札階と万代広場、更にはまちへの往来動線を東西にわたり確保します。延長については、広場内に設けられる昇降施設により歩行者動線が確保されることから、延長を210メートルから190メートルに変更するものです。

次に、議案第6号に係る新潟駅高架下交通広場についてです。場所はこの位置で、万代広場と南口広場を結ぶ駅直下のバスターミナルになります。こちらは整備イメージです。バスの停車帯を設け、バス乗降場として利用するとともに、地上階での駅の南北横断が可能になります。図の下、赤色で示している箇所、南北を結ぶ歩行者空間を西側に拡幅するものです。この拡幅に伴い、面積を約4,000平方メートルから4,400平方メートルに変更します。交通広場内の施設配置に基づき、想定される日常の利用者動線及び広場イベント時の万代広場と南口広場の回遊性の向上を考慮し、より円滑な歩行者動線を確保するため、西側区域を約4メートル広げるものです。あわせて、施設の立体的範囲を当初は地上から約7メートルとしていましたが、設計の深度化によりまして、立体的範囲を高さ4.7メートルに変更いたします。これは普通道路の建築限界である4.5メートルに舗装修繕によるクリアランスの減少を考慮した道路構造令の考えに準拠したものになります。

次に、議案第5号に係る都市計画道路の変更についてです。はじめに新潟停車場線(万代広場)の変更について説明します。場所はこの位置です。この路線は、新潟駅万代広場から

明石通までを結ぶ道路ですが、この路線の一部として決定されている万代広場の面積を変更 するものです。こちらは整備イメージの平面図です。変更により拡幅する範囲は、図の右下 側に赤色で拡幅範囲を示しており、万代広場と高架下交通広場を円滑に結ぶ歩行者動線を確 保します。

右下の赤色部が今回の変更により追加する範囲になり、現在の約 18,500 平方メートルから約 18,600 平方メートルになります。この面積に点線から上の道路部分は含んでおりません。万代広場上空東西連絡通路の設計が進捗したことによりまして、現計画の範囲内で配置した場合、在来線の高架橋の柱と万代広場上空東西連絡通路の柱の位置がずれることから、安全で円滑な歩行者動線の確保を図るため、柱の位置を合わせられるよう、万代広場の東側に区域を約2メートル広げるものです。

次に、新潟駅東側連絡通路についてです。場所はこの位置です。赤色部分になります。この路線は、これまで駅の南北横断機能及び回遊性の向上の役割を担ってきましたが、先ほど、説明したとおり、高架下交通広場、万代広場上空で東西連絡通路及びコンコースなどにより、同機能が確保されるため、都市計画を廃止するものです。

次に、新潟駅西側連絡通路についてです。場所はこの位置です。赤色部分になります。この路線も東側連絡通路と同様の役割を担ってきましたが、同じく同機能が確保されるため、延長約240メートルを約100メートルに変更するものです。

以上が、新潟駅周辺の歩行者動線計画の深度化に伴う都市計画の変更内容です。

続いて、有効な土地利用を図るための都市計画の決定、変更についてです。議案第4号の 地区計画と議案第5号の新潟駅西線及び新潟駅東線について説明します。

はじめに、議案第4号新潟駅周辺地区地区計画です。これが新潟駅周辺地区の位置です。 少し見にくいですが、駅の両サイドとなりますが、鉄道高架下を南北に横断する道路として、 都市計画決定されている新潟駅西線、新潟駅東線の法線と線路などの鉄道施設が交差する位 置となります。

次に、地区計画の目的です。新潟駅西線、新潟駅東線の法線上には現在、新幹線高架橋の下に3階建ての既存建築物が存在しており、その1階部分を横断する形で道路を整備し、道路と建築物が平面的に重複する計画となっています。そのため道路の整備にあたり、道路上部であっても既存建築物が存在し、また将来的に建築行為が可能となるよう、道路の区域を立体的に定め、土地の有効利用や立体道路制度を活用するため必要な地区計画を定めるものです。

ここで、立体道路制度について若干説明させていただきます。真ん中の赤色の図をご覧ください。従前は赤色部分のように、①道路法に基づき天上天下にわたり道路区域が決定され

ますので、道路の上下空間に建築物を建設することは原則として禁止されています。この道路区域を右の図の赤色部分のように立体的に定め、今回決定する②都市計画法の地区計画で、緑色のように建物の敷地と合わせて利用すべき区域(重複利用区域)と、青色のように建物の建築が可能な上下の範囲(建築限界)を定めることにより、③建築基準法による道路内の建築制限が緩和され、建築限界の空間範囲以外における建築物などの建設が可能となるものでございます。立体道路制度は平成元年度に創設された制度ですが、当初は自動車専用道路などに限定されたものでありまして、当地区では活用できない制度でしたが、法改正などにより徐々に適用範囲が拡大され、平成30年の都市計画法及び建築基準法の改正により地区計画を定めた区域内の道路にも対象が拡大されたことから、当区域においても立体道路制度を活用するため地区計画を定めるところでございます。

次に、地区計画制度の概要についてです。議案第2号で説明がありましたが、若干補足説明をさせていただきます。地区計画に定める内容としまして、地区計画の目標や区域の整備、開発及び保全の方針など、まちの将来像を定める地区計画の目標等、地区の特性に応じて必要なまちづくりのルールを定める地区整備計画で構成されていますが、この地区整備計画の中で立体道路制度に関する事項を定めるものです。

議案の説明に移ります。地区計画の名称、位置、面積はご覧のとおりでございます。次に、地区を拡大した航空写真です。新潟駅の東西2か所の赤色部分が地区計画の区域になります。 この地区は新潟駅西線、駅東線の法線と在来線及び新幹線の高架橋が交差する区域となっています。

次に地区計画の目標です。鉄道高架下における立体道路の整備にあたり、土地の有効活用が図られるよう地区計画により建築物等の敷地として併せて利用すべき区域を定め、立体道路の整備を円滑に推進することで、駅周辺への安全で快適な回遊動線の確保を図るとともに、さらなる来街者の増加や地域生活の利便性の向上を図ることを目標としています。

次に、区域の整備・開発及び保全の方針のうち、土地利用の方針については、さらなる来 街者の増加や地域生活の利便性の向上を図るため、新潟駅西線、駅東線の道路上空または地 下を建築物等の敷地として利用することとしています。また、建築物等の整備の方針につい ては新潟駅西線、駅東線の重複利用区域と建築物等の建築または建設の限界を定め、道路の 区域の上空または地下において建築物等の整備を一体的に行うこととしております。

続きまして、地区整備計画についてです。都市計画道路の名称は記載のとおりでございます。都市計画道路の区域の位置、建築物等の敷地として併せて利用すべき区域、重複利用区域及び建築物等の建築または建設の限界、建築限界についてです。次ページ以降に図示しております。はじめに、新潟駅西線の縦断面図でございます。左側が在来線、右側が新幹線の

高架橋の1階部分です。延長は約60メートル、高さは4.5メートルで、重複利用区域と建築限界を定めます。高さ4.5メートルは道路構造令の基準を満たした数値ですが、先ほど説明した高架下交通広場では舗装修繕の維持管理などを考慮して高さ4.7メートルで設定します。新潟駅西線、駅東線では、既存の高架橋の高さや基礎に影響を与えない道路構造とする必要があるため、必要なクリアランスを確保し、かつ道路構造令の基準を満たす高さとして4.5メートルとしています。

次に、北側の在来線高架橋部の横断面図です。幅員は29.7メートルです。続いて南側の新 幹線高架橋部の横断面図で図示したとおりとなります。

次に、駅東線についてですが、新潟駅西線とほぼ同様になります。はじめに縦断面図です。 次に北側の在来線高架橋部の横断面図で、幅員は30.7メートルです。続いて南側の新幹線高 架橋部の横断面図で、図示したとおりでございます。

以上が地区計画の概要になります。

次に、議案第5号の都市計画道路のうち新潟駅西線、駅東線について、土地の適正かつ合理的な利用の促進を図るため、都市計画区域の立体的範囲について、先ほど説明した地区計画の建築限界と合わせて変更するものです。はじめに駅西線の変更です。位置は赤色で示したとおりでございます。この路線は延長が南北合わせて約680メートルになりますが、そのうち鉄道横断部の約60メートルの区間において都市計画道路の範囲を鉄道高架下の地上1階部分の空間に限定する、いわゆる立体的範囲を定めることに変更するものでございます。次に、駅東線の変更でございます。位置は赤色部分になります。新潟駅西線と同様、延長約750メートルのうち鉄道横断部の約60メートルの区間において変更するものです。

以上が新潟駅周辺における有効な土地利用を図るための都市計画の決定及び変更の内容で ございます。

最後に、都市計画の手続き状況についてでございます。都市計画の素案及び地区計画の原案について、令和2年10月19日から11月2日までの2週間、公衆の縦覧に供しました。縦覧者は2名で、この期間に提出された意見申出書の提出はありませんでした。公聴会につきましては、素案縦覧で意見申出書の提出がなかったので、開催を中止しました。また、都市計画法第17条に基づく都市計画案の縦覧については、令和3年1月6日から1月20日までの2週間実施いたしました。こちらも縦覧者が2名で意見書の提出はありませんでした。そして本日の新潟市都市計画審議会でご審議いただき、その後、新潟県知事との協議を経て、令和3年2月中旬ごろの都市計画決定を予定しております。

以上で、議案第4号から7号までの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### (岡﨑会長)

ありがとうございました。ただいまの議案についてご意見、ご質問がありましたらお願い いたします。

## (三宅委員)

質問と検討依頼になります。スライドの 9 ページで、万代広場上空東西連絡通路に昇降施設を追加ということで、4か所ほどあると思います。この内容なのですけれども、真ん中にある一番大きいところは、エスカレーターと階段とエレベーターでしょうか。東西の一番端部にあるのが階段のみ。真ん中にはエレベーターのみということでしょうか。万代側からの施設でバリアフリーを含めて階段を上がるのか。

もう一つは、13、14 ページに一番肝になる高架下交通広場の図がありますけれども、左側の万代広場から先ほどの中央部のエスカレーターで上空に上がって周辺施設に入るのかどうか分かりませんけれども、2階部にきたときに、2階に東西連絡通路があって、エスカレーターはいずれも南口広場から下りる階段があって、万代側の階段があると。万代側から来た方が2階にアクセスするには階段しかなくて、南口からは下に下りてからというのが今の配置なのかと思います。商業の活性化も含め流動性を促進するような配置計画を、都市計画のレベルになるのか分からないのですけれども、十分ご検討願いたいという趣旨で質問しております。

## (事務局)

まず、1点目でございますが、おっしゃるとおり、中心にある大きなところでございますけれども、こちらはエスカレーター、階段、エレベーターがございます。右側になりますけれども、ここは階段だけになります。真ん中がエレベーターになります。左側、西側になりますけれども、階段とエレベーターになります。

## (三宅委員)

東にもエレベーターがあればいいかなということで、検討したらどうかということです。 一番東側にもエレベーターの設置をご検討されたらどうかなと思います。

### (事務局)

東側につきましては高架下交通広場がございまして、こちらにもエスカレーター、エレベーターがございますので、そちらを利用していただければと考えております。

## (三宅委員)

交通広場のほうのご説明を聞いてからにいたします。

### (事務局)

続いて交通広場でございますけれども、今ほど現状で階段を仮設として利用している施設

でございまして、将来的には高架下交通広場の階段という形になります。階段と合わせてエレベーターがついております。おっしゃるとおり、南側に向かうのがエスカレーターとなります。これは両サイド同じでございます。

### (三宅委員)

すでにできているということで活用がされればというのがお答えでしょうか。

#### (事務局)

そうですね。

#### (三宅委員)

新たに計画するなら、一つは逆にするとか、なかなか階段と斜路は違うのかもしれないのですけれども、下りるのはエスカレーターでなくても階段でもいいかなと思いますが、上るのは両方から上がるような形を取るほうがよかったのではないかという気がいたします。今さらということでしょうか。

## (事務局)

ご意見として伺っておきますけれども、ただ、こちらはバスへの乗り換えがメインでございまして、広場に出るということをメインでは考えておりませんので、電車からバスへの乗り換えというものをメインに考えておりますので、広場のほうに出るのは正面。南口に出ていけるところは現在もございますので、そちらを利用していただくということを考えております。

#### (高橋委員)

1点だけ教えてください。拡幅関係とか見直しの関係については、利用者目線でお考えになっているようですから、利便性が増すことは非常に結構なことではないかと思っておりますので、これ自体は別に問題ないと思いますが、令和3年度中に詳細設計のほうは終えられそうと聞いております。そうだとすれば、ここまでくると軽微な変更は別にして、大きな見直し、変更というのはこのくらいで終わりなのかなと思っているのですが、そちらではどうお考えになっているのか、現状をお聞かせいただければと思います。

## (事務局)

都市計画の変更につきましては、基本的には今回が最後と思っております。万代広場につきましては令和3年9月末くらいの完成を予定しているところでございます。ここは確実に整備を進めていきたいと考えております。

#### (鈴木委員)

自転車の北と南の行き来の手段についてということと、自転車置き場はどのようになっていくのか、教えてください。

## (事務局)

自転車につきましては、今ほど映像が出ていましたが、高架下交通広場は歩行者メインで ございますので、自転車は乗った状態では通れませんけれども、自転車を押していただいて 渡っていただくことを考えております。駐輪場につきましては、駅の西側、東側に現在高架 下の部分で計画してございます。今、臨時で南口にある駐輪場につきましても、全部撤去な のか、または一部残すのか、これは検討しているところでございます。

#### (鈴木委員)

バスの交通広場のところを降りて、赤のエリアのところは全部自転車を降りてということ になるのですか。それとも、高架下の部分だけですか。

## (事務局)

基本的には、南口も現在も自転車に乗っては通行できませんので、広場になりますので、 考え方は同じ形で、押して歩いていただいくということを考えております。

## (鈴木委員)

ここだけですね、自転車を押して通行できるのは。

## (事務局)

ほかの道路は、例えば新潟鳥屋野線ですとか、今後計画している駅西線、駅東線につきましては自転車は乗ったまま通ることができます。駅の下を通る場合は押して通っていただく 形になります。

#### (鈴木委員)

東側や西側連絡通路は通れると。

## (事務局)

西側連絡通路については今も押して通ります。ただ、将来的には、そこもエレベーターが ございますけれども、横断という形は、商業施設やコンコースは通れませんので、駅施設の 中は自転車を押した形で通ることができませんので、基本的には横断の場合は高架下交通広 場を使っていただくということを考えております。

#### (鈴木委員)

けっこう自転車を利用されている方がいらっしゃいますので、落ちのないようにしていた だければと思いました。

## (事務局)

了解いたしました。

### (田村(圭)委員)

1点目は、自転車は現在、皆さん、エレベーターに自転車を無理やり押し込んで上まであ

がられて、自由通路を自転車に乗ったまま走行されている方を多数お見受けいたします。なぜそういうことが起こるかというと、今、ご指摘があったように、自転車の動線の考え方が確立していない。今、健康もあって自転車にお乗りになる方が多いので、そこのところはどうなのでしょうかというのが1点。なぜどうなのかというと、もちろん自転車の方の利便性もあるのですが、考えられていないのか、今、ご説明がなかったのですけれども、要介護の方たちの動線について、駅ですので、それについて全くご説明がなくて、エレベーターのご説明もあったのですけれども、造ればいいというものではなくて、どのように設置されているのかということがなければ、なかなか判断が難しいところがあるなと。それは計画の範囲内かどうかということも含めてですけれども、お答えいただきたいと思います。西側の新しくできる道路については普通の道路なので、ここもやはり同じような格好でしか自転車、車椅子は通行できない。自転車だけではなくて車椅子のことも聞いています。その二つの動線は分けないといけないのですが、毎日、おまわりさんが立って、ここは自転車で通らないでくださいという仕組みを作っていただけるならこれでもいいかと思いますが、このままでは市民のためにはならないのではないでしょうか。

## (事務局)

自転車のほうでございますけれども、おっしゃるように、西側連絡通路は今現在、エレベーターを使って横断している状況でございます。今でも、自転車を降りてくださいということで放送して、当初は乗っている方がだいぶおられたと思うのですが、今はだいぶ改善されて、私どももちょくちょく見ていますけれども、押しチャリで通っておられる方がたくさんおられます。高架下交通広場につきましても、今、万代広場のほうには交番などが検討されておりますので、警察の協力を頂きながら、皆さんには押しチャリをしていただきたいと思っております。乗った場合には、今後計画されている駅東線のほうを乗って横断していただくような形を考えております。バリアフリーの観点から、赤い部分、広がった部分というのは、特にバリアフリーの方だけという形ではないのですけれども、歩行者動線、例えばこちら側ですと、バスに乗られる方も多くおられ滞留することになりますので、歩行者動線という形で今回計画させていただいています。障がい者の方につきましては、これからしっかり案内して、迷わないで行けるような形でいきたいと思っております。

#### (田村(圭)委員)

すごく残念なのは、都市計画というのはまちをデザインすることによって人の行動を変えるというのがメインの皆様で、私のような防災の人は、できたものに対して、もちろん呼びかけもするのですけれども、呼びかけをしないと人間の行動というのは変わらないのであれば、都市計画自体、まちづくり自体の意味が疑われることになりますので、まずそこのとこ

ろに寄りかかりながらのまちづくりであれば、それは計画として、正直言ってなかなか不備があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。車椅子を押していけば、どのくらいの方たちがここを通れるのかという検証のお話がないですよね。例えば車椅子一台分通れますとか、介助者が横につかない方は通れないのか、盲導犬を連れている方が通れるのか、通れないのかという検討がなされていないということでよかったのでしょうか。少なくとも議事録には残したいと思います。

#### (事務局)

例えば目の不自由な方や盲動犬と一緒の方は、全く検討しないということではなくて、駅の利用者などからもそういったご意見を聞いておりますので、私どもも、これから意見として聞けるところは聞いて、今後、計画に盛られるところはご意見として伺っていきたいと思っております。

## (岡﨑会長)

動線計画の詳細は都市計画で決めることではないので、それは別途検討されて、しかるべくきちんとやられていると思っているのですが、そうではないのですか。

## (事務局)

バリアフリーの条例に載っている幅員等を十分確保しておりますので、今後は皆さんにも しっかり周知して、私どもから、利用できますよという形で周知していきたいと思っており ます。

#### (岡﨑会長)

周知もそうですけれども、そもそも設計としていろいろとクリアしていると。

#### (事務局)

そうでございます。

## (岡﨑会長)

ほかにいかがでしょうか。

反対のご意見はないということでよろしいですか。いろいろとご意見がありましたので、 ご検討をお願いしたいと思います。

議案第4号「新潟都市計画地区計画の決定」、議案第5号「新潟都市計画道路の変更」、議 案第6号「新潟都市計画交通広場の変更」、議案第7号「新潟都市計画通路の変更」について は原案のとおり答申してよろしいでしょうか。

それでは、原案のとおり答申といたします。

以上で議案については終わりになりますが、その他の事項について事務局から何かありま すでしょうか。

# (事務局)

特にありません。

# (岡﨑会長)

それでは、以上をもちまして審議会を終了させていただきます。事務局に進行をお返しい たします。

# (司 会)

スムーズな議事の進行へのご協力、誠にありがとうございました。事務局より連絡でございます。次回の都市計画審議会ですけれども、今のところ予定はございません。また、議案がまとまり次第調整させていただきますので、ご協力お願いいたします。

本日、お車で来られた方は駐車券をお預かりしております。無料処理をした駐車券をお渡しいたしますので、忘れずにお願いいたします。

長時間にわたりご議論、ありがとうございました。これで終了させていただきます。お疲れさまでした。